

沖縄国際物流ハブロゴマーク、長寿の島 Okinawa ブランド画像及び関連動画
管理要綱

第 1 条（目的）

この要綱は、「沖縄国際物流ハブロゴマーク」、「長寿の島 Okinawa ブランド画像」及び「長寿の島 Okinawa 関連動画」の管理に必要な事項を定めるものとする。

第 2 条（沖縄国際物流ハブロゴマーク使用上の基本事項）

- 1 沖縄国際物流ハブロゴマーク（図案は別紙 1 のとおり。以下「ロゴマーク」という。）は、沖縄国際物流ハブの物流機能 PR または沖縄県産品（以下「県産品」という。）を主対象としたイベント開催、広告の実施、印刷物の作成等（以下、「イベント等」という。）に対して使用するものである。ただし、そのイベント等の内容の適正性を保証するものではない。
- 2 沖縄国際物流ハブ機能を活用して海外展開する商品であれば、そのパッケージの一部にロゴマークを使用することができる。ただし、その商品の品質を保証するものではないことに留意すること。
- 3 イベント等または商品においてロゴマークを使用する際には、別添のマニュアルに基づいて制作するものとする。
- 4 この要綱における県産品とは、県内生産者及び県内輸出事業者によって生産、加工（委託生産及び加工も含む。）及び販売のいずれかが行われ、客観的に沖縄関連商品であることが確認できるものをいう。

第 3 条（長寿の島 Okinawa ブランド画像使用上の基本事項）

- 1 長寿の島 Okinawa ブランド画像（図案の例は別紙 2 のとおり。以下、「ブランド画像」という。）は、長寿の島など沖縄としての優位性のある特徴と、商品として機能性の高さを兼ね備えた県産品の PR など、沖縄県産品ブランド形成に資するイベント等に対して使用するものである。
- 2 ブランド画像は、原則として沖縄県が主体となって実施するイベント等で使用するものである。なお、補助金支給等、県が側面的に関わるイベントの装飾においても使用可能とするが、商品のパッケージ及び自社商品の広告等には使用できないものとする。
- 3 ブランド画像は、前項のほか、県産品販路拡大への効果及び公益性が認められる場合は使用を認めることがある。

第 4 条（長寿の島 Okinawa 関連動画使用上の基本事項）

- 1 長寿の島 Okinawa 関連動画（動画の例は別紙 3 のとおり。以下、「関連動画」という。）は、長寿の島など沖縄としての優位性のある特徴と、商品として機能性の高さを兼ね備えた県産品の PR など、沖縄県産品ブランド形成に資するイベント等に対して使用するものである。
- 2 関連動画は、原則として沖縄県が主体となって実施するイベント等で使用するものである。なお、補助金支給等、県が側面的に関わるイベントのプロモーション動画として使用可能とするが、自社商品の宣伝及び広告等には使用できないものとする。

第5条（権利）

ロゴマーク、ブランド画像及び関連動画（以下、「ロゴ等」という。）に関する一切の権利は、沖縄県（以下、「県」という。）に帰属する。

第6条（使用の申請）

- 1 ロゴマークの使用を希望する者は、関係書類を添えて申請書（様式 1）を県に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。ただし、下記に掲げる場合を除く。
 - (1) 県（県が業務の実施を委託した者を含む。）が公的目的のために利用する場合
 - (2) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係者が報道目的に利用する場合
- 2 県はロゴマークを無断で利用している者に対して、利用の中止又は本要綱に即して使用承認申請を求めることができる。
- 3 ブランド画像及び関連動画の使用を希望する者は、事前に県へ相談して内諾を得たうえで、申請書（様式 1）を提出すること。

第7条（使用許可の制限）

県は、第 2 条の基本事項を満たすと認めるときは、ロゴ等の使用を承認するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は承認しないことができる。

- (1) 沖縄県産品ブランドイメージ低下に繋がるおそれがある場合
- (2) 対象となるイベント等または商品が、法令や公序良俗に反する場合
- (3) 第三者の利益を侵害することが明らかな場合
- (4) 個人による使用の場合
- (5) 一般に公開されないイベント等における使用
- (6) 国又は地方公共団体の施策に反するイベント等における使用
- (7) 政治的又は宗教的意図を持つイベント等における使用
- (8) 金品の寄附、援助、事業参加等を強要する又はその印象を与えるイベント等における使用
- (9) その他、県が不適当と認めるイベント等における使用

第8条（承認の審査及び決定）

- 1 県は、第 6 条の申請を受理したときは、第 7 条の基準に基づいて審査を行い、承認の可否を決定するものとする。
- 2 県は前項の規定により承認の可否を決定したときは、申請者に対して承認（不承認）の通知（様式 2）を交付するものとする。

第9条（使用上の順守事項）

前条の規定による使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 承認された申請内容の範囲内で使用すること。
- (2) 自己の商標や意匠とする等、独占して利用する権利を付与するものではないこと。
- (3) イベント等で作成した成果品または証拠写真を添えて、実施結果報告書（様式 3）を提出すること。
- (4) 第 8 条の承認を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。

- (5) ロゴマークを用いた商品の包装や広告媒体、あるいはイベントの看板や店舗の標識等において、承認通知に記載した番号を可能な限り表記すること。
- (6) ロゴ等の使用状況について県から確認があった場合、速やかに状況報告を行うこと。

第 10 条（承認の変更）

使用者は、承認を受けた申請内容に変更が生じた場合、あらかじめ変更内容を県に書面で提出し、その承認を受けること。

第 11 条（承認の取り消し）

- 1 県は、第 8 条第 1 項に定める承認の決定後においても、承認基準に反する事項が生じた場合は、ロゴ等の使用承認を取り消し、原則として、以後その使用者の関係団体等に対しては使用を承認しないものとする。
- 2 前項の規定により承認の取り消しが決定したときは、使用者は取り消しの日からロゴ等を利用することができない。
- 3 県は、取り消しを決定した後は、必要に応じてロゴマークを利用した商品や広告媒体等の回収を命じることができる。
- 4 取り消しにより生じたあらゆる損害に対し、県は一切の責任を負わないものとする。

第 12 条（損害補償等の責任）

- 1 県は、ロゴ等の利用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。
- 2 使用者は、ロゴ等を使用したことで第三者に損害を与えた場合は、これに対処する全責任を負う。
- 3 使用者は、ロゴ等の使用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に補償しなければならない。

第 13 条（利用料）

ロゴ等の利用料は無料とする。ただし、データの引き渡し時に USB メモリや CD-R 等の媒体が必要となる場合、申請者の負担で用意すること。

第 14 条（地位の継承）

申請者が新会社設立や合併等により社名が変更となる場合には、改めて本要綱に基づく使用申請を行うこと。

第 15 条（商標保護）

商品等にロゴマークを使用し、海外においてその商標を侵害される行為があった場合、申請者は別紙の対象国及び対象分類において、本要綱に基づき侵害行為の排除を求めることができる。

第 16 条（情報の公開）

県は、ロゴマークの利用促進を図る観点から、使用状況について情報を公開することができる。その際、使用者は可能な限り情報提供に協力をすること。

第 17 条（事務）

この要綱に定める事務は、沖縄県商工労働部グローバルマーケット戦略課が行う。

第 18 条（雑則）

この要綱により難い事項については、別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成 27 年 9 月 7 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 9 月 11 日から施行する。

この要綱は、令和 8 年 7 月 8 日から施行する。

別紙1（第2条関係）

図1



図2



図3



別紙2（第3条関係）

※以下は一部を抜粋したもの例



別紙3（第4条関係）

※以下は一部を抜粋したもの例



awamori_long_en.mp4



brown_sugar_long_en.mp4



moromisu_long_en_fin.mp4



mozuku_long_en.mp4



purple_potato_long_en.mp4



pv_en_1.mp4



sea_salt_long_en.mp4



shikuwasa_long_en.mp4

目

(参考) 第 14 条関係

沖縄国際物流ハブロゴマークの商標登録について

沖縄県では、沖縄国際物流ハブロゴマーク（下記の船型部分）について、香港、シンガポール、中国、台湾にて商標登録を申請済み、または登録手続中である。

それら対象地域において、ロゴマークを使用した商品等の商標が侵害された場合、申請者において、沖縄県がロゴマークの商標権を有していることを根拠として、侵害した者に対し、文書等で侵害行為の中止を申し入れることができる。

申し入れを行った場合、事前または事後において、その旨県に連絡すること。

(登録状況) ※令和 2 年 9 月現在

地域	ロゴマーク	申請した分類（地域により若干異なる）
香港 ※登録済み	タテ型 ヨコ型	第 1 類 化学薬品 第 5 類 フコイダン、ウコン、その他健康食品
シンガポール ※登録済み	タテ型	第 29 類 牛肉・豚肉等の食肉 第 30 類 黒糖・塩・加工品全般
中国 ※申請中	タテ型	第 31 類 生鮮（野菜、果物、水産） 第 32 類 ビール・清涼飲料水・野菜ジュース
台湾 ※登録済み	タテ型 ヨコ型	第 33 類 焼酎・泡盛・果実酒 第 35 類 イベント 第 39 類 輸送関係

(タテ型)

(ヨコ型)

タテ型



ヨコ型



様式1（第5条関係）

沖縄国際物流ハブロゴマーク、長寿の島 Okinawa ブランド画像及び関連動画
使用承認申請書

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

所 在 地

名 称

代表者氏名

印

みだしのことについて、下記により使用したいので、承認願います。

記

1 使用目的

2 使用対象（イベント名、商品名など）

3 使用方法

4 使用期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

5 添付書類

- ・ロゴ等を使用するイベント等の企画書（商品や広告の場合は概要が分かる資料）
※利用内容が分かる完成見本等を含む
- ・申請者の会社概要（様式任意）

※本様式は沖縄県が使用しますので記入しないでください。

様式2（第7条関係）

商 標 第 号
令和 年 月 日

申請者 あて

沖縄県知事

印

沖縄国際物流ハブロゴマーク、長寿の島 Okinawa ブランド画像及び関連動画
使用承認について

令和 年 月 日付けで申請のあった標記のことについては、下記の条件を付して承認
します。（下記の理由により不承認とします。）

記

1 使用の承認 （承認） （不承認）

※不承認の場合、不承認の理由

2 番 号

3 使用目的 申請内容のとおり

4 留意事項

- (1) 使用にあたっては、沖縄国際物流ハブロゴマーク、長寿の島 Okinawa ブランド画像
及び関連動画管理要綱を遵守すること。
- (2) ロゴマークを用いた商品の包装や広告媒体、あるいはイベントの看板や店舗の標識
等の余白部分において、可能な限り上記2の番号を表記すること。
- (3) 事業は申請書に記載された計画に基づき実施するものとし、やむを得ずにこれを変
更しようとする場合は、変更後の内容が分かる資料を添付のうえ、事前に書面により
提出すること（様式任意）。
- (4) 承認後であっても、承認基準に反すると認められた場合は使用の承認を取り消すこ
とがある。

様式3（第8条関係）

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

所 在 地

名 称

代表者氏名

印

沖縄国際物流ハブロゴマーク、長寿の島 Okinawa ブランド画像及び関連動画
使用結果報告書

みだしのことについて、使用の結果について下記のとおり報告します。

1 イベント等の名称 使用した商品名	
2 イベント等の実施期間 商品の発売日等	
3 イベント実施場所 (会場名、都市名等)	
4 実施概要	
5 参加者数（配布数等）	
6 所見（効果等）	
7 その他	

※ 実施内容が分かる資料（写真含む）を添付すること。

※ ウェブ上のイベント等の場合、開催場所にはURLを記入し、参加者数には閲覧者数又はウェブサイト利用者数を記入すること。